

令和6年度補正予算 商用車等の電動化促進事業（トラック）に関するご質問・回答 【除く複数年度申請関係】

番号	質 問	回 答
1	申請者（車両の所有者）は変わらないが、使用者が法定耐用年数期間の途中で変わることが確定している場合、申請は可能ですか。	申請時点で使用者の変更の詳細（いつ、どこ、誰に）が確定している場合は、その根拠資料（契約書等）を示して共同で申請することは可能です。ただし、申請時点で詳細が確定しておらず、申請後に使用者の変更が発生した場合や申請時と異なる変更がなされた場合は、これまでどおり財産処分の対象です。
2	車両を配置している営業所を移設する際に充電設備も移設したい（所有者変更は無い）が可能ですか。	補助対象車両の配置の移動に伴い、補助対象の充電設備を移設する場合、補助対象車両と同じ場所に同じ口数を移設することは可能ですが、移設に伴う費用は補助対象外です。
3	バッテリー交換式EVについて、バッテリーを補助対象車以外が使用することについて、申請は可能ですか。	バッテリーを補助対象車両以外と共同で利用する場合は、バッテリーは補助の対象外になりますので、車体のみが補助対象です。この場合に、車両が使用されることを確認するため、バッテリーをどのように調達し、使用するのかについて、資料を提出いただく必要があります。
4	車両の購入及び申請を行いました。登録手続きが令和8年1月31日以降の場合、補助金は支給されますか。	車両登録は令和8年1月30日までの完了が必要のため、補助金は支給されません。
5	申請後に会社の組織再編が予定されているが、補助金申請に当たって気をつける点はあるか。	財産処分について、一部運用が変更されておりますので、申請前に事前に御相談ください。
6	一体的導入とはどういうことですか。	商用トラックの導入者（補助申請者）が車両を置く敷地（事業所、営業拠点）等にその車両を充電するために設置する充電設備を一体的に導入することです。 （なお、補助申請者等で車両の導入者と充電設備の導入者が別の場合は一体的である旨の契約書等が明確にされた導入のことです。）
7	充電設備のみ申請は可能ですか。	できません。充電設備の補助申請については、原則的に令和6年度補正予算にてトラック車両の補助申請がある一体的導入でなければ申請することができません。なお、車両と充電設備については、車両台数≧充電口数であることが必要です。
8	令和5年度補正予算でトラックを補助金で導入したが、充電設備は何台まで補助申請できますか。	申請できません。充電設備の補助申請については、原則的に令和6年度補正予算にてトラック車両の補助申請がある一体的導入でなければ申請することができません。なお、車両と充電設備については、車両台数≧充電口数であることが必要です。
9	いわゆる「充電ステーション」は補助対象となりますか。	補助対象外です。ただし、バッテリー交換式電気自動車の運用に必要な設備（交換用バッテリー及び交換ステーション等）も含む場合は補助対象です。
10	充電設備の補助額はいくらですか。	補助額は、機器の型式・性能や工事内容ごとに補助率、補助限度額があります。
11	車両の申請に見積書が必要ですか。	新車の単年度申請を行う場合はいりません。改造車の複数年度申請で初年度に車両の一部経費を支払う場合は明確に判別できる見積書の取得及び経費の該当部分をマーカーで記するなど、明確に判別できる見積書の取得及び提出が必要です。
12	充電設備の申請に2社見積りが必要です。	原則的に2社以上の見積書が必要です。1社分の見積書しか取得できない場合など2社見積書の提出が困難な場合は明確かつ合理的な理由を記載した理由書の提出が必要です。
13	充電設備はいつまでに申請し、完了しなければならないのですか。	令和8年1月30日までに申請を行うこととしていますが、機構の審査、交付決定後に契約・発注、設置完了後の30日以内もしくは令和8年2月13日のいずれか早い日に完了実績報告を提出してください。（複数年度申請の場合は、翌年度は車両の新車登録期限は令和8年12月18日、車両及び充電設備は令和8年12月25日までに完了実績報告書の提出が必要です。）
14	充電設備の所有者と使用者が異なってもよいですか。	所有者の申請及び車両使用者による共同申請が必要です。
15	充電設備の法定耐用年数は何年ですか。	法定耐用年数は6年です。なお、法定耐用年数が処分制限期間となっており、期間の経過前に充電設備の廃止等を行いますと、補助金の返納をしていただきます。
16	車両の申請について、交付決定から補助金の支払いまでの流れを教えてください。	車両については、交付決定後に完了実績報告としてトラック代金の全額の支払い書類や車検証を機構に送付し、審査が完了した後、補助金が支払われます。詳しくは、弊機構HPの車両の申請フローを参照ください。

番号	質 問	回 答
17	充電設備の申請について、申請から補助金の支払いまでの必要な手続き及び期間について教えてください。	弊機構HPの充電設備の申請フローを参照ください。
18	営業所が異なる隣接敷地にある場合、充電設備の設置は補助対象ですか。	事業者、営業所については、導入するトラックの本社（個人の場合は本店）、営業所、自動車車庫等であることが必要ですが、車両導入と一体的に行われるのであれば隣接敷地でも可能のため補助対象として申請が可能です。
19	補助対象事業者に記載のある「その他環境大臣の承認を得て、機構が適当と認める者」とは具体的にどのような者ですか。	具体的には機構にご相談ください。
20	充電設備の申請を車両より先に行うことはできますか。	可能ですが、一体的導入となる車両の申請時には先に申請した充電設備の申請番号を記入してください。
21	トラックと充電設備で補助事業の完了予定日が異なる場合交付申請はどうしたらよいですか。	完了予定日が異なる場合でも通常通り同時期又は別々に申請を行ってください。車両・充電設備の申請時には一体的導入となる車両もしくは充電設備の申請番号を記入してください。
22	交付申請書に補助対象車両、補助対象充電設備の申請番号を記載する項目があるが何を記載すればよいですか。	車両、充電設備のどちらか最初に申請した際に申請番号を付与しますので、次の申請では付与した番号を記載してください。
23	充電設備を異なるメーカーから異なる機種を数台導入予定であるが、工事業者は1社に依頼する予定です。その場合は充電設備の実設計画書にどのように記載すればよいですか。	申請は異なる充電器の型式毎に実施計画書を提出してください。複数の型式がある充電器設置を1つの工事で行う場合は、工事費を1つの型式に寄せて全体の工事費を申請ください。
24	高圧受電設備・設置工事費においては、「2030年導入計画に合わせた規模による申請を可とする」とあるが、規模とは何を指すのですか。	2030年までに車両の導入台数及びそれに合わせた充電設備を設置導入する規模の高圧受電設備導入計画がある場合はその規模までの申請が可能です。
25	交付決定後、申請の内容変更（車種、充電器の変更など）がある場合、届出の様式はありますか。	補助金の額の変更申請を行う場合は交付規程の様式第2（第6条関係）にて変更交付申請を行ってください。但し、台数減の場合は様式第2の変更交付申請ですが、台数増分についての新たな交付申請を行ってください。
26	充電設備の設置に併せて充電用の駐車スペースを整地したがその工事費は補助対象ですか。	整地、造成、更地などの直接的に充電設備とならない工事は補助対象外です。
27	充電するための車両スペースの表示塗布と立て看板を設置したいが補助対象ですか。	充電設備に直接関係のない周辺機器・設備、過剰な設備等については補助対象に該当しない場合があります。機構に相談してください。
28	充電設備について、課金装置は補助対象ですか。	補助対象外です。
29	充電設備を設置するにあたり電力の追加が発生しますが、電力会社への変更費用も補助対象ですか。	補助対象外です。
30	今ある充電設備の後継機に代替をしたいが、旧充電設備の撤去費用などは補助対象ですか。	既存施設の撤去費、廃材の運搬費、廃材の処分費、二酸化炭素排出削減に寄与しない周辺機器、オプション品等に係る経費等については、補助対象外です。
31	充電設備の補助対象に該当しない場合はどういったものがありますか。	例えば、以下のようなものが補助対象に該当しないものです。 ①車両数<充電口数の場合 ② 充電設備が機構が定めた「補助対象充電設備型式一覧表」に記載がない場合 ③ その他必要な書類の提出がない場合、記載内容の間違い等が訂正されない場合 等
32	工事見積は、設置費用一式といった表現でよいですか。	見積書の書式は定めていませんが、充電設備で補助対象となる費用のみを工事項目別（基礎工事・設置工事等）に記載したものを申請してください。
33	審査結果については審査終了後に応募申請者宛てに通知していますが、通知方法は何で行うのですか。	システム申請、電子メール申請、紙による申請の場合を含めて、基本的には電子メールにて「交付決定通知書」を添付して通知いたします。
34	受付期間（令和8年1月30日）より前に予算執行額に達したらどうなるのですか。早めに申請したほうが有利ですか。	受付順に審査し、予算の残額が2割程度になりましたら、それ以降の交付申請については、受付順による審査を行うことはせず、当該日付から令和8年1月30日までに申し込みのあったすべての交付申請を対象に審査を行います。 また、予算残額を超える申請があった場合には、初めて申請を行う事業者や脱炭素先行地域に選定された地域内の事業所等に導入する事業者を優先して抽選するなど配慮したうえ補助対象事業者を決定します。
35	急速充電設備と普通充電設備は同時に補助金申請して併設設置してもよいですか。	充電設備の交付申請は、急速、普通充電器ともに併設は可能です。ただし、急速・普通充電器の合計口数は営業所等に一体的に導入する車両台数以下の設置数（車両台数≒充電口数）までです。

番号	質 問	回 答
36	充電設備について、認証や安全基準を満たしていれば申請可能ですか。	申請可能です。ただし、補助金交付上限・対象設備一覧表に掲載している機種が対象です。
37	交付申請時にすべての書類が揃わなくても申請してよいですか。後日、追加資料の提出は可能ですか。	申請に必要な書類が無いと受付ができません。申請時に必要な資料が揃った段階で申請してください。
38	充電設備について、施工業者等からの手続きの代理申請は可能ですか。	手続きの代理申請はできません。
39	交付申請から交付決定までにどのくらいの期間が必要ですか。	申請後に機構で書類内容を確認し、不備不足なく受付した日から30営業日以内に交付決定を行い「交付決定通知書」を発行いたします。なお、審査に時間を要するもの、申請が集中した場合はこの限りではありません。
40	充電設備の交付申請後に、申請内容に変更が生じた場合、手続きが必要ですか。	申請者は「交付決定通知書」で承認された事業を原則的に遂行する必要がありますが、変更等が生じた場合は速やかに機構に連絡し、機構の判断を求めてください。機構ではその内容や理由に基づき審査を行い結果を通知しますので、指示に従ってください。変更申請内容等を連絡しないまま事業を実施した場合、交付決定取消しや、補助金の支給停止となる場合もありますので十分に注意をお願いします。
41	交付申請時の完了予定日が伸びる場合、手続きが必要ですか。	特段の手続きは必要はありません。ただし各年度にて定められた完了実績報告書の提出期限を超えないことに併せ完了実績報告書、精算払請求書の審査期間が必要なことから余裕のある行程が必要です。
42	充電設備の完了実績報告書を提出する際には何が必要ですか。	提出書類については弊機構HPに記載の「提出書類総括表」をご覧ください。
43	借地に充電設備を設置しますが、土地の賃貸借契約書の提出は必要ですか。	土地の賃貸借契約書の提出は要件としていません。土地の使用権限を有していることを十分に確認し申請者の責任の下に設置してください。
44	充電設備の交付申請時の見積書は概算見積書でよいですか。	概算見積書では交付申請はできません。正式な見積書を取得し、提出することが必要です。
45	営業所を新設し、併せて充電設備を設置する予定ですが営業所の完成前に申請は可能ですか。	交付申請は可能です。交付申請の手続きに必要な書類を提出してください。なお、完了実績報告書を提出の際には事業の完了を証する書類が必要なため、それまでにはご用意ください。
46	充電設備について、完了実績報告の際に写真が求められていますが、何を撮影すればよいですか。	提出書類、写真についての撮影における注意点などは、弊機構HPに記載の「充電器の写真（申請・完了時）の撮影時の注意点」をご覧ください。
47	申請者が共同利用で充電設備を設置する場合は申請できますか。	代表申請者及び共同申請者として申請はできます。共同事業とした場合でも、補助事業の実施にかかる要件等は変更ありません。
48	充電設備の見積書に工事費も含まれていますが申請できますか。	充電設備と工事費用の区分（経費）が明確に分かる見積書を提出してください。
49	交付申請時は複数の営業所に充電設備を設置し、一つの工事毎に行いましたが、工事代金を支払う際、全ての事業をまとめて工事施工会社に一度に支払いました。完了実績報告はどのようにすればよいのですか。	支払に関する内訳書等の添付が必要です。その場合、各工事と金額等が申請時、完成時に内容、金額等が連動していることが必要です。なお、内訳書等が提出できない際は、補助金の支払いができない場合もあります。併せて経理書類として見積書、契約書、発注書、請求書、金融機関支払証拠書、領収書等の帳票類も明確に区別することが必要です。
50	申請を行いました、都合により申請を取り下げることができませんか。次に申請する際にペナルティなどありますか。	可能です。対象の申請番号等をご用意の上、機構にご連絡ください。交付決定前ですと「取下げについて（届出）」また、交付決定以降の場合は「中止(廃止)承認申請書」を提出してください。取り止めによるペナルティはありません。
51	充電設備で新機種が発売、認証機関で承認されたことから、申請時と違う機種で設置を考えていますが、変更は可能ですか。	機構が定めた「補助対象充電設備型式一覧表」に記載され、条件（出力等）が同じ充電設備であれば、交付決定後に変更は可能です。その場合は変更交付申請書を提出してください。ただし交付決定額が上限です。交付決定前に充電設備を変更したい場合は、変更はできません。変更する場合、申請を取り下げて交付申請受付期間内に再度交付申請する必要があります。取り下げ手続きが全て完了するまでの間は新たな申請はできませんのでご注意ください。

番号	質 問	回 答
52	充電設備を購入予定で申請しましたが、リースに変更は可能ですか。	交付決定前でもリースへの変更はできません。その場合、申請を一度取り下げて、交付申請受付期間内に再度、リース会社からの交付申請が必要です。ただし、取り下げ手続が全て完了するまでの間は新たな申請はできませんのでご注意ください。 交付決定後の場合は、中止(廃止) 承認申請書を提出し、承認された後、再度申請を行えますが、充電設備の場合は事業を開始していると補助対象外で申請できませんので注意が必要です。
53	申請後に工事施工会社の変更はできますか。	交付決定前でも工事施工会社の変更はできません。その場合、申請を一度取り下げて、交付申請受付期間内に再度、交付申請が必要です。ただし、取り下げ手続が全て完了するまでの間は新たな申請はできませんのでご注意ください。 交付決定後の場合は、中止(廃止) 承認申請書を提出し、承認された後、再度申請を行えますが、充電設備の場合は事業を開始していると補助対象外で申請できませんので注意が必要です。
54	充電設備について、財産処分制限期間（６年）を経過した際、財産処分はできますか。	財産処分は可能です。設置完了日から６年を過ぎた充電設備等の財産処分については、申請者でご判断ください。
55	充電設備について、財産保有義務期間（６年）内に、保有が困難になった場合、手続きは必要ですか。	６年以内に保有が困難又は処分する場合は、原則として、補助金の返納手続きが必要です。処分を行う場合、事前に必ず機構への届出をしてください。なお、機構の承認を得ずに処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額返納が必要となる場合もあります。 手続き等の詳細は機構にお問い合わせください。
56	充電設備を設置した営業所を統廃合により廃止する場合、手続きは必要ですか。	営業所が６年以内に廃止の場合は原則として、補助金の返納手続きが必要です。処分を行う場合、事前に必ず機構への届出をしてください。なお、機構の承認を得ずに処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額返納が必要となる場合もあります。 手続き等の詳細は機構にお問い合わせください。
57	営業所に車両の配置（営配）が決まらない限り、充電器の申請はできませんか。	申請は可能です。ただし完了実績報告書を提出するまでの間に配置をすることが必要です（車両の充電に必要な充電設備で一体的に導入するもので、一営業所の車両台数は充電設備の口数以上の台数（車両台数≧充電口数）が必要）。
58	予算の消化状況は公表されるのですか。	機構のホームページに定期的に予算執行残高を掲示していく予定です。
59	車両の購入及び申請を行いました。登録手続きが令和８年１月３１日以降の場合、補助金は支給されますか。	車両登録は令和８年１月３０日までの完了が必要なため、補助金は支給されません。
60	補助対象となる車両、充電設備の名称、型式等を教えてください。	機構のホームページにて確認できます。 車両 : https://www.levo.or.jp/subsidy/hoseiyosan-6/truck-6/ 充電設備 : https://www.levo.or.jp/subsidy/hoseiyosan-6/jyuuden-6/
61	申請後に「補助対象充電設備型式一覧表」が改定した場合はどうなりますか。	機構のホームページに掲載する最新の「一覧表」を適用します。交付申請後に「一覧表の額等」が改定された場合、補助金交付額の修正を行う場合もあります。
62	物流センターの一面を貸与する形の営業所で、充電設備は物流センターで保有しますが、申請できますか	申請できます。その場合は賃貸人である物流センターが代表申請者となり、営業所の場所を賃借する事業者が共同事業者申請書を提出、代表申請者が車両と充電設備の一体的な導入が証明できる取引契約書等の写し等の書類の提出が必要です。機構にご相談ください。
63	車検証の提出について、電子車検証のコピーを添付すればよいですか。それとも紙出力による「自動車検査証記録事項」のコピーを添付するのですか。	紙出力による「自動車検査証記録事項」のコピーを添付してください。
64	いわゆる割賦購入の場合でも申請できますか。	割賦購入では申請できません。
65	地方公共団体の他の補助金と併用する場合、申請できますか。	申請できます。原則的に国の補助金に相当する地方公共団体の補助金の額を記入してください。 補助金に相当する額が総額の場合は、内訳を記入してください。リース料金の総額が地方公共団体の補助金と合算されている場合のリース契約については、国分と自治体分の内訳を記入するとともに月々のリース料金で国の補助金に相当する額が必ず還元されている事実が分かるように記載して下さい。
66	令和７年３月１日に新車新規登録していますが、充電設備の補助金の申請はできますか。	令和７年２月３日～令和８年１月３０日までに登録した車両については、申請できます。

番号	質 問	回 答
67	自家用のEVトラックや充電設備についても申請できますか。	車両総重量 2.5 トン超のEVトラックを自家用（レンタカーを含む。）として使用する場合、交付申請を行うことができます。 (車両総重量 2.5 トン以下の自家用トラックについては、申請はできません。)
68	低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業のように廃車を伴う申請は無いのですか。	廃車を伴う申請はありません。
69	導入予定車両について、対象の掲載が無いですが、補助金の申請はできますか。	申請できません。
70	申請者になるにはどのような要件がありますか。	① 貨物自動車運送事業者 ② 自家用商用車（トラック等）を業務に使用する者（車両総重量2.5トン超の車両に限る。） ③ 商用車（トラック等）の貸渡しを業とする者（①、②、④、⑦に貸渡しする者に限る。） ④ 地方公共団体 ⑤ 貨物自動車運送事業の分社等により、自らが50 %を超える出資比率によって設立した子会社たる貨物自動車運送事業者に、自らが所有するトラック車両を貸与する者 ⑥ トラックと一体的に導入される充電設備を所有する（リースの貸渡し先を含む）者(①、②、③、④、⑦のトラック車両と一体的に導入される場合に限る。) ⑦ その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て、機構が適当と認める者
71	申請できる者は、自動車検査証に記載された所有者または使用者ですか。	車両は補助対象車両の自動車検査証上の「所有者」です、充電設備は、補助対象車両の自動車検査証上の「所有者」及びトラックと一体的に導入される充電設備を所有する事業者です。
72	一事業者当りの車両の申請台数の制限を設けていませんが、何台でも申請できるのですか。	車両の申請台数の制限はありません。
73	車両、充電設備について、購入・リースのいずれも認められますか。	購入・リースのいずれも認められます。ただし、割賦購入は認められません。
74	車両の補助額は、どのように定められていますか。	補助額は、令和 7 年 3 月 7 日「商用車等の電動化促進事業」補助金に係る車両の事前登録により登録のあった車両を基に「商用車等の電動化促進事業（トラック）実施要領」（令和 7 年 2 月 2 8 日環水大モ発第25022848号）により算出し、確認され公表された交付額です。導入車両と同規模・同等仕様であり、かつ車両登録時点で最新の燃費基準に適合したガソリン又はディーゼル自動車の価格との差額に補助率を乗じた額です。
75	申請総額が予算額を超えた場合、一申請あたりの補助額が減額されますか。	令和 6 年度補正においては、補助額の減額はありません。複数年度事業で申請した場合で、翌年度の補助事業は、政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、補助額や事業内容の変更等を求めることがあります。
76	リース会社と運送事業者が割賦契約を行い、所有者はリース会社で、ディーラーに代金支払済みの場合は、申請できますか。	申請できません。リースによる導入の場合、補助の対象はあくまでリース会社と運送事業者とのリース契約によるもので、割賦形態（売買契約）は申請できません。
77	リース契約を締結する場合、例えば、「リース料金が月毎に変動するような形態」の契約は認められますか。	リース契約の中に補助金支給分が減額されていれば、リース金額が変動するリース契約も認められます。リース料金算定根拠明細書に内容を明記してください。
78	事業の対象となる車両のリース契約期間を 2 年間として、残りは再リースとすることは可能ですか。	法定耐用年数から積載量※が 2 トン以下の場合は 3 年以上、2 トン超の場合は 4 年以上の契約期間での締結が必要です。（自家用は 5 年（貸渡しを除く）） 従いまして、当初 2 年間契約の締結では、申請時点において処分制限期間中の継続保有が担保されないため、補助対象とは認められません。 (ただし契約書内に処分制限期間を満たす再リースの条項がある場合は認められます、別紙等の確約書などは認められません)※積載量とは、自動車検査証に記載されている最大積載量を指します。

番号	質 問	回 答
79	リースの場合、リース会社は交付を受けた補助金をそのまま使用者の運送事業者に一括で支払っても良いですか。	リースの場合、あくまでもリース契約に則った月額リース料金に補助金を反映させることとしていますので一括で補助金を支払うことについては認められません。 契約書、リース料金算定根拠明細書の作成の際に留意してください。
80	転リース取引は当該補助の対象ですか。	対象です。ただし、共同事業者申請書、中間会社の契約書の写し、算定根拠明細書等転リース取引の取引関係を証する書類が必要です。 なお、リース契約書の約定に転貸リースを認める旨の文言がない場合には、三者間の覚書等の合意締結文章のコピーの提出が必要です。
81	プラグインでないハイブリット自動車は、申請できますか。	申請できません。
82	車両を申請する場合、事業完了・補助金交付申請時点で購入費用の支払いを終えていなければ認められないですか。	購入費用の支払いは、補助事業の完了、完了実績報告、概算払請求までに完了してください。またその際には、新車新規登録（軽自動車については新車新規検査）を受けた自動車検査証記録事項（写し）、請求書（写し）、領収証等の支払いを証明できる書類の写しを申請書に添付してください。事業の完了は、令和8年1月30日までに行ってください。但し、令和8年1月30日までに請求書により支払額が確定し、支払手続きが完了しても経理処理の都合上、1月30日までに支払が困難な場合は支払が完了した時点で速やかに領収証を提出してください。
83	中古車やいわゆる新古車は補助金の対象ですか。	新規登録以外で中古新規登録車の申請はできません。 新古車も既に登録・届出がなされている中古車であるため、対象ではありません。
84	本補助金を受けた車両の使用の本拠の位置の変更による登録番号の変更は可能ですか。	補助対象車両の所有者・使用者名に変更がなければ、使用の本拠の位置や登録番号の変更は可能です。なお、補助金事務執行上の事務手続に変更が必要なため、変更後の自動車検査証記録事項（写し）の提出が必要です。 また一体的な導入で充電設備を導入している場合は「使用の本拠の位置」を変更することで営業所等での「車両数≧充電口数」の必要条件を満たさなくなる場合は補助金を返還していただく場合があります。
85	地方公共団体の補助事業との併用はできますか。また、協調補助は必要ですか。	地方公共団体の補助との併用はその補助金が国の国庫補助を原資としていなければ可能です。なお、併用に当たっては、その補助事業の執行団体(自治体等)に確認してください。また、地方公共団体等のいわゆる協調補助は不要です。
86	導入車両について、法定耐用年数はありますか。	法定耐用年数は積載量2トン以下は3年。2トン超は4年です。自家用は5年（貸渡しを除く）です。新車新規登録した日から、法定耐用年数までの期間は申請者において「所有」する必要があります。
87	補助を受けた車両を売却することはできますか。	法定耐用年数の期間内に売却する場合は、財産処分をすることとなり補助金の返還を求める場合があります。
88	申請窓口はどこですか。	一般財団法人環境優良車普及機構「商用車等の電動化促進事業」補助事業執行部が窓口です。電子申請メールアドレスは「tjdenshi@levo.or.jp」（車両・充電設備共通）です。
89	申請書は電子メールで行うのですか。	原則電子申請（電子メール、jGrants）です。 電子メール申請では、申請者確認用「識別番号」を発行させていただきます。初回申請前に必ず識別番号発行依頼書にてevhojo@levo.or.jpへご連絡下さい。以降、交付申請時等に使用してください。 jGrants 申請では、申請書類を PDF 化して（データシートはExcel のまま）、アップロードしてください。 電子申請の環境のない場合には、郵送により申請を行うことができます。（その場合は代表者印が必要です。）
90	車両を申請する、添付書類の請求書及び領収書は、様式の指定がありますか。	指定の様式はありません。各社の様式により提出が可能です。 ただし、請求書及び領収書には導入車両の車台番号又は登録番号を記載してください。（手書き可） また、請求書・領収書には販売店印が押印されていること、発行日が記載されていること、領収書には金種（現金、振込、小切手、手形）の記載があること、をご確認ください。（手形の場合は完済証明が必要です。）

番号	質 問	回 答
91	領収証の写しは収入印紙不要の電子領収証の写し、直接銀行振り込みした振込依頼書の写しは認められますか。また、インターネットバンキング利用により通帳がない場合などどうすればよいですか。	電子領収書は販売会社の押印があれば領収書として有効です。 また、振込依頼書の写しは金融機関の出納印があれば、領収証の代用として有効です。ネット振込みの控えをプリントアウトしたものは金融機関の出納印があれば代用として有効です。いずれの場合も車両を特定する車台番号または登録番号の記載（手書き追記でも可）されていることが必要です。
92	補助金は誰に振り込まれますか。	代表申請者の口座に振込みます。リースの場合は、代表申請を行ったリース会社に振り込みます。なお、リース会社は借受人である使用者に補助金相当額を還元する（補助金相当額を減じたリース料金を記載したリース料金算定明細書を添付）必要があります。
93	リース会社が運送事業者に貸し出す車両を複数台分を申請する場合、補助金の振込先を車両ごとに別々の口座に振込むことはできますか。	できません。精算払請求書（様式第13）は申請番号毎に添付していただきます。そのため、車両毎での支払いではなく、対象の補助金交付確定額をまとめて1つの口座への振込です。
94	機構から配布のあったステッカーは車両のどこに貼付すればよいですか。	車体の前面、後面、燃料タンク（PHEV,FCV）等、外部から容易に視認できる場所に貼付して下さい。なお、法令違反となる場所（ウインドウ等）や運転の妨げになる場所には貼付しないでください。
95	法定耐用年数の期間内に会社の社名変更等により使用者名が変更になった場合どうすればよいですか。	社名変更等による使用者名の変更であることが、登記簿謄本等で確認することが可能な場合、補助金の返還手続きはありません。ただし、合併や事業統合により所有者（リースの場合使用者）が別法人になる場合（申請時点で使用者の変更の詳細（いつ、どこ、誰に）が確定している場合は除き）は財産処分に該当することがありますので、事前に必ず機構への届出が必要です。なお、機構の承認を得ずに処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額返納が必要な場合もあります。
96	法定耐用年数の期間内に車両の使用者を別の支店に変更することはできますか。	同一法人内での車両のみ使用者名の変更の場合、補助金の返還はありません。 ただし、車両の変更届等（車検証の管轄変更等）の手続きが必要となりますので、当機構に届出が必要です。 また、一体的な導入で充電設備を導入している場合は「使用の本拠の位置」を変更することで営業所等での「車両数≧充電口数」の必要条件を満たさなくなる場合は補助金を返還していただく場合があります。 なお、充電設備については法定耐用年数（6年）期間内で設置場所を変更することはできません。
97	リースを利用の場合、事業を継続できなくなった場合に補助金の返還は生じますか。	財産処分制限期間内に補助事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合、補助金の全部又は一部の返還が生じます。事前に必ず機構への届出が必要です。
98	財産処分制限期間内に事業用車両（緑ナンバー）として補助を受けていた車両を自家用自動車（白ナンバー）に変更した場合、補助金の返還は生じますか。	補助金の返還が生じます。事前に必ず機構への届出が必要です。 車両の区分変更による財産処分可否は以下の通り GVW2.5トン超 事業用→自家用 …財産処分 GVW2.5トン超 自家用→事業用 …財産処分にならない GVW2.5トン超 自家用(レンタカー)→自家用 …財産処分にならない GVW2.5トン以下 事業用→自家用 …財産処分
99	廃車となった場合、補助金の返還は生じますか。	財産処分制限期間内に廃車や譲渡等により車両を保有しなくなった場合は、補助金の返還が生じます。事前に必ず機構への届出が必要です。
100	補助金受領後に申請内容と変更等が生じた場合、届け出は必要ですか。	変更の内容によって、軽微な届出以外で国への承認手続き（補助金の返還等）が発生する場合もあるため、事前に届出してください。
101	リースの場合で補助金の返還にあたる事由が生じた場合、補助金を返還するのはリース会社ですか、使用者ですか。	車両等の財産を保有する代表申請者であるリース会社です。
102	共同実施を行う際、代表事業者は誰にすればよいか。	代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産の全部又は一部を取得する者に限るものとしており、この要件を満たす方が代表事業者です。 なお、ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者が代表事業者です。

番号	質 問	回 答
103	申請書の「責任者」欄は誰にすればよいですか。	会社等の組織において、補助事業に関わる業務を実際に行う部署の責任者（部長等）としてください。
104	申請書の「担当者」欄は誰にすればよいですか。	補助事業に関わる業務を実際に行い、機構と連絡を取り合える方としてください。 なお、窓口となる方の所在地（書類を受領する住所）を記入してください。
105	充電設備を申請をする際に見積書等の添付が必要とあるが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも申請は可能ですか。	見積書については概算見積書ではなく、申請時点で有効期限内のもの、印影があるもの及び充電器と工事費が容易に分かる等正式な見積書の提出が必要です。なお、機器を複数購入する場合は、その旨を含んでいる見積書としてください。
106	充電設備の導入を予定している必要な性能を持つ機器は、1社しか製造しておらず、1社分の見積書しか取得できないが、問題ないですか。	1社分の見積書しか取得できない場合は、1社しか製造していない等の明確かつ合理的な理由を記載した理由書の提出が必要です。また、2社見積の提出が困難な場合についても、明確かつ合理的な理由を記載した理由書の提出が必要です。
107	充電設備の添付書類の見積書は、様式の指定はありますか。	見積書については指定の様式は定めておりませんが、交付申請時点で有効期限内のもの、印影があるもの等適切な見積書の提出が必要です。
108	充電設備を申請後、申請を辞退する場合、どのように対応すればよいですか。	申請を辞退する場合、必ず機構に連絡してください。 申請後に辞退する旨の申し出があった交付申請については、交付申請書類は返却いたしません。
109	充電設備の事業の完了実績報告はいつまでに実施すればよいですか。	補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する令和8年2月13日のいずれか早い日（複数年度の翌年度分については、令和8年12月25日）までに完了実績報告書を機構に提出してください。
110	補助事業で取得した充電設備について、廃棄処分する必要があるが生じた場合、制限はありますか。どのような手続きが必要ですか。	取得財産等は、その財産の法定耐用年数の期間が経過するまで、機構の承認を受けずに譲渡等を行うことができません。仮に当該制限期間内に処分しようとする場合は、機構に対して財産処分に係る承認申請を行い、承認を受ける必要があります。
111	充電設備の補助対象経費とは何を指すのですか。	補助対象経費とは、補助事業を行うために直接必要な経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。各事業の補助対象経費は、事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費といたします。詳細の補助対象経費、区分・費目については、交付規程別表第1、別表第2、別表第3をご確認ください。
112	充電設備の補助対象外経費に該当するのはどのような経費ですか。	補助対象外経費の代表例は次の経費等です。 ・既存施設の撤去費、廃材の運搬費・処分費、移設等に係る経費 ・本補助金への申請等に係る経費 ・購入、設置、工事に伴う各種手数料等 ・導入する設備に用いる予備品、交換用の消耗品費等の経費 ・二酸化炭素排出削減に寄与しない周辺機器 ・オプション品等に係る経費 ・本来の目的に沿わない過剰な設備、装置、工事等 ・消費税
113	充電設備の補助対象経費のうち、事務費にはどのような費用が含まれますか。	事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金等、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいいます。 詳細については、交付規程別表第3を参照してください。
114	充電設備を申請後に補助対象経費を精査した結果、事業費が増額した場合、補助金額の増額は可能ですか。	交付決定通知に記載された額が補助金交付金額の上限のため、増額はできません。
115	充電設備について業者等への発注や契約は、いつ行えばよいですか。	補助事業の発注や契約については、交付決定を受けた後、必ず交付決定日以降に行ってください。 交付決定日前に発注等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き、補助事業の補助対象経費とすることができません（複数年度事業で翌年度事業は機構の指示にしたがってください）。

番号	質 問	回 答
116	充電設備をメーカーからの直接購入ではなく、代理店を通じての購入を予定している。相見積の取得に際し、同じ代理店を通じて他メーカーの見積書を取得してもよいですか。	競争原理が働くような手続きによって相手先を決定することから、見積書の取得については、同じ代理店から相見積書を取得しても競争原理が働くとは考えられません。 したがって、他のメーカー又は他の代理店から見積書を取得してください。
117	充電設備の発注先決定に関し、原則入札行為が必要なことは理解しているが、当社は設備の導入に当たって、従来より、安全上の観点から随意契約としている。補助事業の場合でも随意契約で行うことは可能ですか。	一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争又は随意契約により発注先と契約することが可能です。 この場合、交付申請の際に理由書を提出し、機構の承認を得る必要があります。
118	当社は競争入札を行い、請負事業者を決定しているが、その場合でも2社以上の見積もりは必要ですか。	事業者内で公正な手続き（例：競争入札等）の手順を経て決定し、それを証明できる資料等を提出し、機構が認めた場合は不要です。
119	充電設備の補助対象となる工事と一緒に、補助対象外の工事（全額自己負担）も同時に発注することは可能か。	補助対象外の工事を同時に発注して頂いて構いませんが、補助対象の工事と補助対象外の工事の費用について、発注書・契約書・請求書等の中で明示してください。
120	充電設備の補助対象経費の中に自社製品の調達があるが、この場合、「利益等排除」の対象ですか。	補助対象経費の中に自社製品の調達等がある場合は利益等排除の対象です。 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費が含まれる場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者の利益が含まれることとなり、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えます。このため、補助事業者の自社製品の調達等により補助事業を行う場合は、原価をもって補助対象経費に計上します。 （環境省所管の補助金等に係る事務処理手引（平成28年4月）） http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kanbo/chotatsu/2804_160323set.pdf
121	充電設備について100%同一資本のグループ会社又は関係会社から設備を調達した場合、利益等排除は対象ですか。	100%同一の資本のグループ会社又は関係会社であっても、法人格の異なる会社からの調達等に係る経費であれば利益等排除の対象外です。自社調達でないものは利益等排除の対象ではありません。
122	圧縮記帳は適用されますか。	補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入（圧縮記帳）の規定（法人税法第42条）の適用を受けることができます。規定の適用を受ける場合は、一定の手続きが必要となるので、所轄の税務署等にご相談ください。
123	国の負担金又は他の補助金と併用することは可能ですか。	本事業の補助事業により導入する設備等については、補助対象事業の基本的要件に適合するものとして、国からの他の負担又は補助金（負担金、利子補給金等を含む。）を受けていないことを必要要件としていますので、併用はできません。 一方で地方公共団体等からの負担又は補助金を併用する場合には、当該補助事業が地方公共団体等の実施する事業等で併用できる制度になっている必要があります。そのため地方公共団体等の負担又は補助金と併用が可能な場合は、申請の際、地方公共団体等の実施する事業に係る負担又は補助金を可とすることが分かる交付要綱等の写しを提出してください。
124	本事業により導入する設備等は国からの負担又は他の補助金を受けてはならないという条件があるが、過去に補助金を受けていた場合も該当しますか。	過去の負担又は補助金は該当しません。
125	消費税は補助対象ですか。	消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税」という。）は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。ただし、以下の補助事業者については、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。 ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者 ②免税事業者である補助事業者 ③消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者 ④特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体（特定収入割合が5%を超える場合）及び消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者 ⑤地方公共団体の一般会計である補助事業者
126	ファイナンスリース取引とは、どのようなリース取引ですか。	リース取引を途中で解約できず（ノンキャンセラブル）、また、リース資産に係るコストをすべて負担する義務（フルペイアウト）を負うリース取引のことです。

番号	質 問	回 答
127	ファイナンスリースを活用する場合の注意事項は何ですか。	ファイナンスリースを活用する場合については、「補助金を受けない場合のリース料」から「補助金を受けた場合のリース料」を差し引いて補助金相当分が減額されていること、法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用することが契約内容に含まれていることが必要です。
128	補助金はいつ頃入金されますか。	補助事業者の補助事業が完了し、完了実績報告書（精算払請求書）を提出し、機構からの交付額確定通知書の通知を受けた後、機構から補助金を振り込みます。
129	申請書類に不備（整合性がない・書類不足等）がある場合、何の連絡もなく申請は却下されますか。	申請書類を受付後、申請書類を精査し、申請書類に不足がある場合等については、機構から連絡いたします。
130	充電設備の見積書は2社以上の提出が必要とあるが、充電機器と工事費では各費目毎に必要ですか。	充電機器と工事が同一事業者で同じ見積書内であれば費目毎に必要ありませんが、費目毎に別々の事業者であればそれぞれ必要です。
131	電子メール申請の際に機構へ「識別番号の依頼を行う」とあるが、これは何の番号ですか。	初めての申請者は、申請の前に機構あてにメールで「識別番号」の付与依頼を行います。これは申請する際に申請責任者を明確にするとともに代表者印を省略を可とするものです。交付申請する際は機構から附番された5桁の「識別番号」を記載のうえ、申請してください。 ※機構の他の補助事業で「識別番号」を取得済の場合は、その番号をご使用ください。
132	「識別番号」で依頼した時の担当者の異動やメールアドレスに変更が生じた場合、何か手続きは必要ですか。	責任者・担当者、メールアドレス等記載内容に変更がある場合は、機構から送付した識別番号通知に変更部位を朱書き修正して送付してください。 ※なお、登録された「識別番号」のメールアドレス以外から届いた交付申請書は受理できません。
133	交付決定通知書に「申請番号」とあるが、これは何の番号ですか。	機構で申請書の受理後に「25」から始まる6桁の「申請番号」を附番し送付します。以後の申請、報告等の手続きについては「申請番号」を記載してください。
134	交付額確定通知書に「LEVO管理番号」とあるが、これは何の番号ですか。	機構で完了実績報告書を受理、審査後に額の確定を行う際にトラックは車両毎、充電設備は機器毎に「LEVO管理番号」を附番します。
135	営業所と自宅を兼ねている場合で、駐車場が自宅兼事務所等に充電設備が付随している場合、一体的導入する車両以外への充電はできますか。	できません。車両の営業所等の敷地に充電設備を一体的に導入することを要件としていますので、他車両への充電はできません。
136	充電設備のある事務所から途中で給電するため、別の事務所で充電するための充電設備に対する補助は対象ですか。	経路又は目的地充電に係る充電設備は補助対象外です。
137	充電機器と工事費を別の事業者に発注する予定ですが、2社以上の見積もりは必要ですか。	必要です。機器と工事分が一体となっている場合、別々になっている場合でもそれぞれ2社以上が必要です。
138	高圧受電設備・設置工事費について、様式第1の実施計画書では「充電機器」欄と「工事費」欄に分けて記載が必要ですか。	見積書に表示されているとおり記載していただければよいですが、「工事費」欄にまとめて記載することも可能です。ただし、1工事分を申請する場合、上限額は出力kW毎の高圧受電設備と工事費の和であることに注意してください。
139	昨年度は申請の際に営業所名を記載する必要があったが、改正を行ったのですか。	申請時に1事業者あたりで車両数、充電設備設置台数（口数）が決定していれば申請はできますが、営業所名、使用の本拠の位置が決定している場合は原則的に記載してください。 ただし、完了実績報告書の提出までに営業所の決定は必要（車両数≧充電口数）です。

令和6年度補正予算 商用車等の電動化促進事業（トラック）に関するご質問・回答 【複数年度申請関係】

番号	質 問	回 答（案）
1	複数年度事業として申請する場合の要点を教えてください。	複数年度事業とは、単年度事業の実施が困難な場合に限り、2年度以内で事業を実施することができるものです。初年度の交付申請時に2年分の事業計画書の提出を行います。初年度、翌年度ともに事業計画書に基づいて事業を完了することが必要です（翌年度も初年度の事業計画書に合わせて事業を実施）。なお、交付申請は毎年度必要です。
2	複数年度にわたる事業として申請し、初年度分について交付を受けた場合、翌年度も必ず交付されると考えてよいですか。	翌年度以降の補助事業は、政府において翌年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、翌年度の計画額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を指示する場合があります。
3	複数年度事業で、初年度の補助対象経費が発生しない場合でも申請できますか。	各年度に車両もしくは充電設備の補助対象経費が発生しない計画では複数年度事業は申請できません。
4	単年度事業と複数年度事業の違いは何ですか。	単年度事業は事業の全ての手続きが年度内（1年度内）に完了する事業とし、複数年度事業は初年度に翌年度を含めた2年度分の事業計画書を提出し、2年度内で事業計画書に従って完了する事業です。
5	単年度事業と複数年度事業の選択はできますか。	事業の計画に合わせて、申請の際に選択が可能です。
6	複数年度事業の申請は初年度だけで翌年度の申請は省略できますか。	複数年度事業の申請を行う場合は初年度に翌年度を含めた2年間の事業計画を申請します。ただし、予算制度が単年度計上であることから翌年度の申請は省略できません。
7	複数年度事業のメリットは何ですか。	事業計画を策定する際に単年度で事業の完了が困難な場合に限り、事業を2ヵ年年度に渡って申請することが可能です。ただし各年度毎に事業の完成と実績報告及び精算が必要です。
8	複数年度事業のデメリットは何ですか	予め車両や充電設備の中長期的に事業計画が必要です。1年目と2年目の事業計画内容が取りやめ、変更等になる場合は、1年目に支給のあった補助金の返還をしていただく場合もあります。
9	複数年度を申請した場合、初年度に必要な条件はありますか。	初年度の実施計画書で申請し交付決定を受けた車両、充電設備等の購入費及び工事費等の実績に応じた支払いを完了させ、その金額相当の成果品を納め、かつ指定された期日までに完了実績報告書の提出が必要です。
10	実施計画書の内容に変更が生じた場合の手続きを教えてください。	初年度（1年目）の交付決定時に定めた車両及び充電設備に係る補助対象事業の事業計画書の記載内容を原則として変更することはできませんので中止（廃止）承認申請書を提出してください。
11	複数年度の場合、車両数≧充電口数はどの時点でカウントするのですか。	実施計画書の事業内容が全て完了した際に「車両数≧充電口数」をカウントします。
12	初年度で事業が完了しますが、翌年度事業の実施計画書の提出は必要ですか。	初年度（1年目）の交付決定時に定めた車両及び充電設備に係る補助対象事業の計画を原則として変更することはできません(公募要領P12(8))
13	複数年度事業で、車両（リース会社）と充電設備（使用者）を別々に申請（一体的な導入を計画）しているが、それぞれに実施計画書の提出は必要ですか。	車両、充電設備の申請毎に提出が必要です。なお、その場合、申請者間で情報の共有、連携を行い、差異がないようにしてください。
14	複数年度事業で初年度は充電設備の機器のみ、翌年度はその充電器の設置工事費用といった申請は可能ですか。 また反対に、初年度は基礎工事費用のみ、翌年度は機器及び設置工事といった申請もできますか。	申請できます。 ただし、複数年度内に充電設備の全ての事業が完了するとともに充電設備と車両と一体的導入（車両数≧充電口数）が必要です。
15	充電設備で機器代のみを初年度2台、翌年度3台など複数年度で申請は可能ですか。	申請できます。 ただし、完了するまでに1営業所あたり充電設備と車両と一体的導入（車両数≧充電口数）が必要です。